

平成25年度予算見積調書

課室名: 会計課

担当名: 予算係

内線: 2233

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B40	「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」推進事業		一般会計	警察費	警察活動費	警察活動費	交通安全施設整備費	
事業期間	平成25年度～平成27年度	根拠法令	埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例、道路交通法、交通安全施設整備事業の推進に関する法律		戦略項目 分野施策	010402	交通安全対策の推進	
1 事業の概要	<p>埼玉県では、平成24年4月1日より「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が施行されたが、県内の平成23年中の自転車事故死者数は44人で全国ワースト1位となっている。</p> <p>そこで、条例に基づき自転車の安全な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境を整備する。</p> <p>(1) 普通自転車歩道通行可標識撤去 10,580千円 (2) 自転車横断帯標示抹消 5,395千円 (3) 普通自転車専用通行帯の整備 18,087千円 (4) 自転車一方通行標識の整備 432千円</p>		<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 普通自転車歩道通行可標識撤去 10,580千円 自転車と歩行者を分離するため、原則、幅員3メートル未満の歩道の自転車歩道通行可規制を廃止する。</p> <p>イ 自転車横断帯標示抹消 5,395千円 自転車と歩行者の分離により、車道を通行する自転車の直進性を阻害する自転車横断帯を抹消する。</p> <p>ウ 普通自転車専用通行帯の整備 18,087千円 自転車専用の走行空間を整備するため、幅員1.5m以上の自転車レーンに普通自転車専用通行帯規制を行う。</p> <p>エ 自転車一方通行標識の整備 432千円 自転車専用の走行空間を整備するため、自転車道（自転車専用の道路）に自転車一方通行規制を行う。</p> <p>(2) 事業計画 3か年計画整備事業（平成25年度～平成27年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度 準備調整（道路管理者との協議、周辺自治体等との合意形成） 平成25年度 <ul style="list-style-type: none"> ア 普通自転車歩道通行可標識撤去 125区間 1,058本撤去 イ 自転車横断帯標示抹消 280本抹消 ウ 普通自転車専用通行帯の整備 14区間 標識108本、標示21k m設置 エ 自転車一方通行標識の整備 1区間 標識6本設置 平成26年度～平成27年度 <ul style="list-style-type: none"> 普通自転車歩道通行可標識撤去、自転車横断帯標示抹消、普通自転車専用通行帯の整備 <p>(3) 事業効果 自転車と歩行者の分離を推進することで、歩行者、自転車ともに安全に通行できる道路環境の実現が図られる。</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 道路ネットワークの連続性の確保に配慮し、道路管理者（市町村含む）、学校、自転車関係団体など協議し、良好な自転車通行環境の整備促進を図る。</p>					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
決定額	34,494						34,494	34,494
前年額	0						0	